

令和6年(家)第 [REDACTED]号 性別の取扱いの変更申立事件

審 判

本籍 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

5 申 立 人 [REDACTED]

同手続代理人弁護士	水 谷 陽 子
同 堀 江 哲 史	
同 本 多 広 高	
同 皆 川 洋 美	
10 同 仲 晃 生	
同 壽 彩 子	
同 向 井 織	

主 文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 手続費用は申立人の負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨及び事案の概要

本件は、性同一性障害の診断を受けた生物学的には男性である申立人が、妻との婚姻関係を維持したまま性別の取扱いを男から女に変更することを求め、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「特例法」という。）3条1項に基づき、男から女への性別の変更を申し立てた事案である。申立人は、同項2号の「現に婚姻をしていないこと」の要件（以下「非婚要件」という。）は、憲法13条及び24条に違反するから無効であり、非婚要件を除いた同項の要件を全て満たす申立人については、性別の取扱いを変更する旨の審判がされるべきであると主張している。

## 第2 当裁判所の判断

1 事実の調査の結果によれば、次の事実が認められる。

(1) 申立人（昭和 [ ] 生）は、[ ] 市で出生し、[ ]  
として成長した。

5 (2) 申立人の性自認は、幼稚園の頃から女性で、[ ]

10 [ ]

(3) 申立人は、中学生や高校生の頃から、同年代の男性が異性である女性に性的指向が向くのとは違い、性自認の性と同性である女性に性的指向が向いており、同性愛者である。

15

(4) 申立人は、平成10年（申立人 [ ] 歳）に行われた国内初の性別適合手術をきっかけに、自身も性同一性障害かもしれないとの認識を持ったが、既に男性として生活する中で女性として生きる道を選ぶことは現実的ではないとして女性として生きることを諦め、男性として生活を続けた。

20

(5) [ ]

[ ] 特例法が平成15年7月に

25

公布され、平成16年7月から施行されたが、申立人は男性として生活し、社会的な地位も築いている中で女性として生きる道を選ぶことは現実的ではないと考え、性別の変更に向けた手続を取るなど

の対応はしなかった。

(6)

5

(7)

10

(8) 申立人は、[REDACTED] に仕事を通じて [REDACTED]

[REDACTED] 以下「妻」という。) と知り合い、[REDACTED]

15

[REDACTED] に男女としての交際を開始した。申立人は、妻との交際前、妻に対して、「私な、時々変身するねん、趣味じやなくて本気のやつ」などと告げて、いわゆるカミングアウトをしたが、妻は、女性としての申立人を見たことがなかったこともあって、カミングアウト後も申立人を男性として認識していた。[REDACTED]

(9) 申立人は、[REDACTED]、妻と婚姻した。

20

(10)

25

[REDACTED] 妻の

前でも家庭内で女性として生活するようになった。

(11) 申立人は、[REDACTED]、家庭裁判所の許可を得て、名を [REDACTED] から現在の名へ変更した。[REDACTED]

(12) 申立人は、[REDACTED] 以降、妻と外出する際にも女性の姿をするようになった。

(13)

(14)

(15) 申立人は、現在、妻との婚姻生活を継続しながら、女性として生  
活している。

申立人と妻との間には、婚姻という形で人的結合関

係を形成したことに加えて、婚姻後10年近くもの期間をかけがえのない家族として共同生活を営んできたことにより、お互いを人生の伴侶と認め合い、精神的にも支え合う強い人的結合関係が形成されている。申立人と妻は、養子縁組によって家族関係を形成することを検討したこともあったが、双方の意思に沿わないとして現在の婚姻関係の継続を強く望み、申立人について性別の変更が認められなかつたとしても、将来的に困難な事態に至った場合に離婚を選択する可能性はあるとしながらも、離婚する意思はない。

(16) 申立人によれば、戸籍上の性別が男性であることにより社会生活上生じる支障の中で特に大きいものは、性別の記載のない運転免許証ではなく、性別の記載のある住民票や健康保険証、マイナンバーカードなどの提示を求められた際に、提示相手に自分の証明書と思ってもらえないのではないかということや、何か言われるのではないかといった心配が生じることである。申立人は、[REDACTED]で納骨堂を利用するに当たり、本人確認のために住民票の提示を求められたが、他人の住民票を持ってきたのではないかと思われるのが嫌で、ひとまず運転免許証を提示し、後日、住民票を郵送するという方法を取ったことがあった。

(17) 申立人には、成人している者も含めて、実子及び養子はいない。

2 以上の認定事実に基づき、判断する。

(1) 以上の認定事実によれば、申立人は、性自認は女性であって、性別適合手術を経るなどの治療を受けて、その身体について生物学上の女性の性器に近似した外観を有するに至っているため、戸籍上男性であることの社会生活上の困難や精神的苦痛は著しく、非婚要件を除けば、特例法3条1項所定の要件を満たしていることが認められる。

他方で、申立人は、妻と婚姻関係にあり、申立人と妻は、夫婦として、相互に信頼と愛情で結ばれた関係を長年継続しており、今後もその維持を望んでいることも認められる。

そして、法的性別が生物学上の性別とされ、社会生活上の多様な場面において個人の基本的な属性の一つとして取り扱われていることに鑑みれば、性同一性障害を有する者がその性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けることは、個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益であると認められ、他方で、婚姻により人生の伴侶と定めた相手と永続的な人的結合関係について配偶者としての法的身分関係の形成ができるることは安定的で充実した社会生活を送る基盤を成すものであり、婚姻が個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益であると考えられることを踏まえると、非婚要件は、性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるという重要な法的利益の実現と、婚姻の継続との二者択一を迫るものであるという点において、婚姻の継続という重要な法的利益を制約するものということができる。

(2) この点、婚姻に関する憲法24条の規定並びに民法及び戸籍法等の諸規定が制定された当時の社会的な背景や、現在の同性愛者をめぐる地方公共団体の取組及び国民の受け止め等を含む社会情勢等を踏まえると、同性婚を認めない民法及び戸籍法等の諸規定は、現時点においては、憲法13条、14条1項又は24条に違反するなどとして、国会の立法不作為につき損害賠償を求めた国家賠償請求事件等の請求棄却判決（札幌高等裁判所令和3年（ネ）第194号令和6年3月14日判決、東京高等裁判所令和5年（ネ）第292号令和6年10月30日判決、福岡高等裁判所令和5年（ネ）第584号令和6年12月13日判決など）において、各地の下級審裁判

所が、相次いで憲法違反又は違憲状態である旨の判断をしているところであり、少なくとも婚姻（継続）の自由又は権利は、憲法13条及び24条1項によって保障された人権として認める余地はあると解される。

5 (3) しかし、憲法24条が、1項において、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」と規定し、婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについては、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるという趣旨を明らかにした上で、2項において、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項については、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。」と規定して、具体的な婚姻制度の構築を第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねていることに鑑みると、同性婚の可否を含め、どのような人的結合関係に法律上の婚姻関係を認めのか、あるいは、婚姻とは別の制度として、配偶者又は家族としての法的身分関係の形成に係る規定を新設するかは、民法における婚姻の規律及び婚姻に関連付けて定められている種々の法的効果に関する規律との関連も含めて、まずは立法府において議論されなければならない問題である。

そして、特例法が、家事事件手続法上、別表第1審判事件として、家庭裁判所において、原則として申立人のみが手続を遂行する非公開の審判手続によって、申立人の性別の変更が認められる制度を定めたものであり、その中で、非婚要件については、現在ある法律上の婚姻制度、すなわち、同性婚を認めない婚姻制度を前提に、同性婚という現行法秩序上認められていない状態を生じることを避ける目的

で定められたものであることから、非婚要件は、性別の変更に伴つて生じる法律上の親族関係を含めた法律関係との整合を担保する規定であると解される。

したがって、非婚要件の存在により、憲法上保障された婚姻の継続という法的利益又は人権が制約を受けるとしても、あるいは二者  
5 択一として、性自認に従った法令上の性別の取扱いを受ける法的利益に制約を受けるとしても、国会において定められるべき婚姻関係を含めた法律関係の整合性の担保として非婚要件が定められている趣旨に照らせば、非婚要件が、直ちに憲法13条、24条に反して無効となると解することはできない。  
10

(4) 以上のとおりであるから、本件申立ては、非婚要件を欠くものであって、理由がないことに帰するといわざるを得ない。

3 よって、本件申立てを却下することとして、主文のとおり審判する。

令和7年3月19日

15 京都家庭裁判所

裁判長裁判官 中 村 昭 子

裁判官 小 林

20 裁判官 佐々木 悠

これは謄本である  
同日同序裁判所書記官 阿南愛